

# 沖縄中南部地域森林計画書

計画期間

自	令和3年4月1日
至	令和13年3月31日

令和2年12月

沖 縄 県

# 目次

## はじめに

1 森林の果たす役割	
(1) 森林の有する公益的機能	1
(2) 森林の有する木材生産等機能	2
2 森林・林業・木材産業と SDGs	3
3 森林計画制度について	
(1) 森林計画制度とは	5
(2) 森林計画制度の体系	5
4 森林の管理・育成の取組方向	
(1) 森林資源の循環利用に向けて	7
(2) 生活環境の保全に向けて	7
(3) 保健休養の場としての森林	8
(4) 生き物を守り育む森林の保全に向けて	8

## I 計画の大綱

1 森林計画区の概況	
(1) 位置及び区域	9
(2) 自然的条件	9
(3) 社会的、経済的条件	9
(4) 森林・林業の概要	10
2 前計画の実行結果の概要及びその評価	
(1) 伐採及び造林の状況	12
(2) 搬出施設の状況	12
(3) 保安施設の状況	12
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	
(1) 計画編成の基本方針	13
(2) 計画達成のための必要な事項	13

## II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域	15
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
(1) 森林の整備及び保全の目標	16
(2) 森林の整備及び保全の基本方針	17
(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	18

2	その他必要な事項	-----18
<b>第3 森林の整備に関する事項</b>		
1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	
(1)	立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	-----19
(2)	立木の標準伐期齢に関する指針	-----20
(3)	その他必要な事項	-----20
2	造林に関する事項	
(1)	人工造林に関する指針	-----20
(2)	天然更新に関する指針	-----21
(3)	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	-----22
(4)	その他必要な事項	-----22
3	間伐及び保育に関する事項	
(1)	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	-----22
(2)	保育の標準的な方法に関する指針	-----23
(3)	その他必要な事項	-----24
4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
(1)	公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	-----24
(2)	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	-----26
(3)	その他必要な事項	-----26
5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	
(1)	林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	-----27
(2)	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	-----27
(3)	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方	-----27
(4)	路網の規格・構造についての基本的な考え方	-----27
(5)	更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	-----28
(6)	その他必要な事項	-----28
6	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	
(1)	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	-----28
(2)	森林経営管理制度の活用の促進に関する方針	-----29
(3)	林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	-----29
(4)	作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	-----29
(5)	林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	-----30
(6)	その他必要な事項	-----30

## 第4 森林の保全に関する事項

### 1 森林の土地の保全に関する事項

- (1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区 -----31
- (2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法 -----32
- (3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項 -----32
- (4) その他必要な事項 -----32

### 2 保安施設に関する事項

- (1) 保安林の整備に関する方針 -----32
- (2) 保安施設地区の指定に関する方針 -----32
- (3) 治山事業の実施に関する方針 -----33
- (4) 特定保安林の整備に関する事項 -----33
- (5) その他必要な事項 -----33

### 3 鳥獣害の防止に関する事項

- (1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針 -----33
- (2) その他必要な事項 -----34

### 4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

- (1) 森林病虫害等の被害対策の方針 -----34
- (2) 鳥獣による森林被害対策の方針（3に掲げる事項を除く） -----34
- (3) 林野火災の予防の方針 -----34
- (4) その他必要な事項 -----35

## 第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

- (1) 保健機能森林の区域の基準 -----35
- (2) その他保健機能森林の整備に関する事項 -----35

## 第6 計分量等

- 1 間伐立木材積その他の伐採立木材積 -----36
- 2 間伐面積（参考） -----37
- 3 人工造林及び天然更新別の造林面積 -----38
- 4 林道の開設及び拡張に関する計画 -----39
- 5 保安林整備及び治山事業に関する計画 -----40
  - (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等 -----40
  - (2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等 -----46
  - (3) 実施すべき治山事業の数量 -----47
- 6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期 -----47

## 第7 その他必要な事項

- 1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法 -----48
- 2 その他必要な事項 -----52

# はじめに

## 1 森林の果たす役割

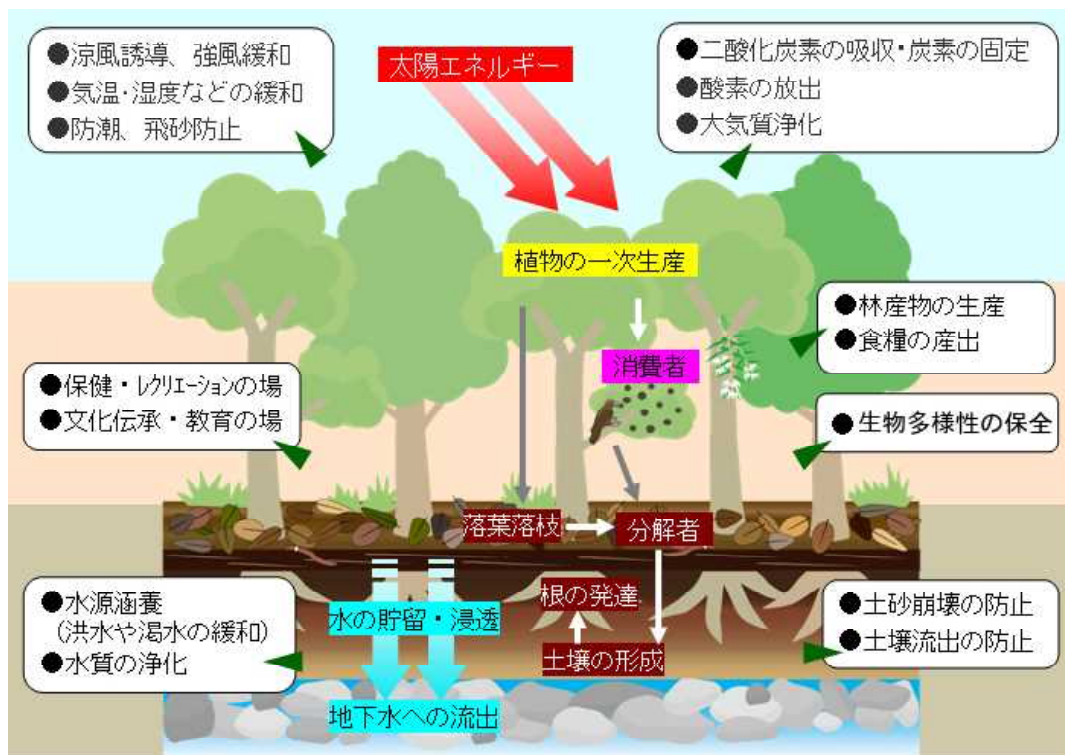
### (1) 森林の有する公益的機能

森林は、雨を樹木の葉や枝で受けとめ表土の流出を防ぎ、発達した樹木の根は土砂崩壊を防ぐ（山地災害防止機能/土壌保全機能）とともに、表土を覆う植生や落葉落枝は雨水を一時的に蓄え、徐々に川へ送り出すことで洪水や渇水を緩和（水源涵養機能）しています。

また、森林は、大気浄化、騒音や潮風・季節風の緩和などを行う（快適環境形成機能）ほか、潤いのある自然環境や歴史的風致を作り出し（文化機能）、身近な自然や、自然とのふれあいの場を提供する（保健・レクリエーション機能）とともに、野生生物のすみかや餌となり、複雑な食物連鎖をつくり出しています（生物多様性保全機能）。さらに、森林には、木材や山菜、樹実等の林産物を産出する重要な役割（木材等生産機能）と合わせ、成長により炭素の固定（地球環境保全機能）を行っています。

このように、森林は生物を育み、水を蓄えるとともに、国土の保全、生命や財産の保全のほか、私たちの暮らしに必要な様々な恵みを与えています。

人は、森林の恵みを通して生活を営み、安らぎや潤いを感じ、文化を育んできました。森林は、人々の生活にとって切っても切り離せない不可欠な存在です。



森林の有する様々な機能

(2) 森林の有する木材等生産機能

収穫された木は、県内の多くの産業で資材として活用され、様々な製品に姿を変えて、県民の生活を支えています。県産木材は、テーブル、イス、学童机等の木製品だけでなく、土木資材、建築資材、食生活を支えるきのこ培地、伝統工芸品である陶器（やちむん）の燃料、三線や太鼓などの楽器、農業の堆肥、畜産業の畜舎の敷料など、幅広い分野で私たちに多くの恩恵を与えてくれています。

身近な木材利用の例



## 2 森林・林業・木材産業と SDGs

2015（平成27）年に国連総会で採択された『持続可能な開発のための2030アジェンダ』の中で「誰一人として取り残さない」(Leave no one behind) 基本理念が示されており、さらに17のゴールと169のターゲットで構成される「持続可能な開発目標」(SDGs (エス・ディー・ジーズ) : Sustainable Development Goals) が示されています。SDGsは世界全体の目標であり、経済、社会及び環境の三側面を不可分なものとして調和させ、持続可能な世界を実現するための統合的取組となっております。

森林・林業・木材産業とSDGsとの関係としては、森林が有する多面的機能がSDGsの様々な目標達成に貢献するとともに、森林の利用が林業・木材産業を中心にして経済的・社会的な効果を生んでおり、SDGsの様々な目標達成に寄与しています。

具体的に「森林」は、様々な生物を育む森林そのものが目標15「陸の豊かさを守ろう」に貢献しており、持続可能な経営の下にある森林は水を育み（目標6「安全な水とトイレを世界中に」）、豊かな海を作り（目標14「海の豊かさを守ろう」）、二酸化炭素を吸収し気候変動を緩和し（目標13「気候変動に具体的な対策を」）、山地災害の防止にも貢献（目標11「住み続けられるまちづくりを」）しております。

「林業・木材産業」は、持続可能な生産・消費形態の確保（目標12「つくる責任つかう責任」）に直結し、森林施業の低コスト化等の技術革新やプラスチック等の代替に向けて木材を原料とする製品づくりの技術開発は、目標9「産業と技術革新の基盤をつくろう」に向けた取り組みとなります。

また、きのこや木炭などの森の恵みを含め、森林資源を活用する取組は持続的な形の食料生産の取組（目標2「飢餓をゼロに」）や山村地域での雇用の創出（目標8「働きがいも経済成長も」）、地域活性化（目標11「住み続けられるまちづくりを」）に貢献することが期待されます。

適切な管理を行い森林の維持増進を図ること並びに木材等の林産物の供給など林業・木材産業の推進を図ることを目的に策定する地域森林計画については、SDGsの目標の達成に向けて重要な施策であると思慮されます。

我が国の森林の循環利用とSDGs との関係



注1：アイコンの下の文言は、我が国の森林の循環利用との関わりにおいて期待される主な効果等を記載したものであり、各ゴールの解説ではない。  
 2：このほか、ゴール1は森林に依存する人々の極度の貧困の撲滅、ゴール10は森林を利用する権利の保障、ゴール16は持続可能な森林経営を実施するためのガバナンスの枠組みの促進等に関連する。  
 3：これからの様々な取組により、ここに記載していない効果も含め、更にSDGsへの寄与が広がることが期待される。



### 3 森林計画制度について

#### (1) 森林計画制度とは

森林は、水源の涵養、災害の防止、自然環境及び生活環境の保全、木材等の林産物の供給などの多面的な機能の発揮を通じて国民生活に重要な役割を果たしているほか、大気中の二酸化炭素を吸収し、地球温暖化を防止する重要な役割も担っています。

一方、森林の造成には、極めて長期間を要し、かつ自然環境に大きく依存していることから、無秩序な伐採が行われ一度荒廃してしまうと、その復旧には多大な努力と長期間を要します。また、森林の有する公益的機能の発揮にも重大な影響を及ぼすこととなります。

以上のことから、行政においては、森林・林業に関する長期的・総合的な政策の方向、及び森林整備の目標を策定し、これに応じて関連施策を推進するとともに、森林所有者等に、地域の実情に応じた森林施業の指針等を明らかにする必要があります。

このため、国、都道府県、市町村及び森林所有者等が森林の適切な管理・育成を実施することを目的として、「森林計画制度」が設けられています。

#### (2) 森林計画制度の体系

森林の適切な管理・育成を実施するためには、森林・林業のとりまく環境、森林資源の内容、地域の森林に対するニーズ等を総合的に勘案し、地域ごとの特色を活かしてきめ細かい計画を定めていくことが重要です。

このため、森林計画制度の体系は、効果的な施策を実施するため、国レベルから森林所有者レベルまでといった段階的な体系となっています。

##### ① 全国森林計画（森林法第4条）

農林水産大臣は、全国の森林につき、5年ごとに、15年を一期とする全国森林計画をたてなければならない。

##### ② 地域森林計画（森林法第5条）

都道府県知事は、森林計画区別に、その森林計画区に係る民有林につき、5年ごとにその計画をたてる年の翌年4月1日以降10年を一期とする地域森林計画をたてなければならない。

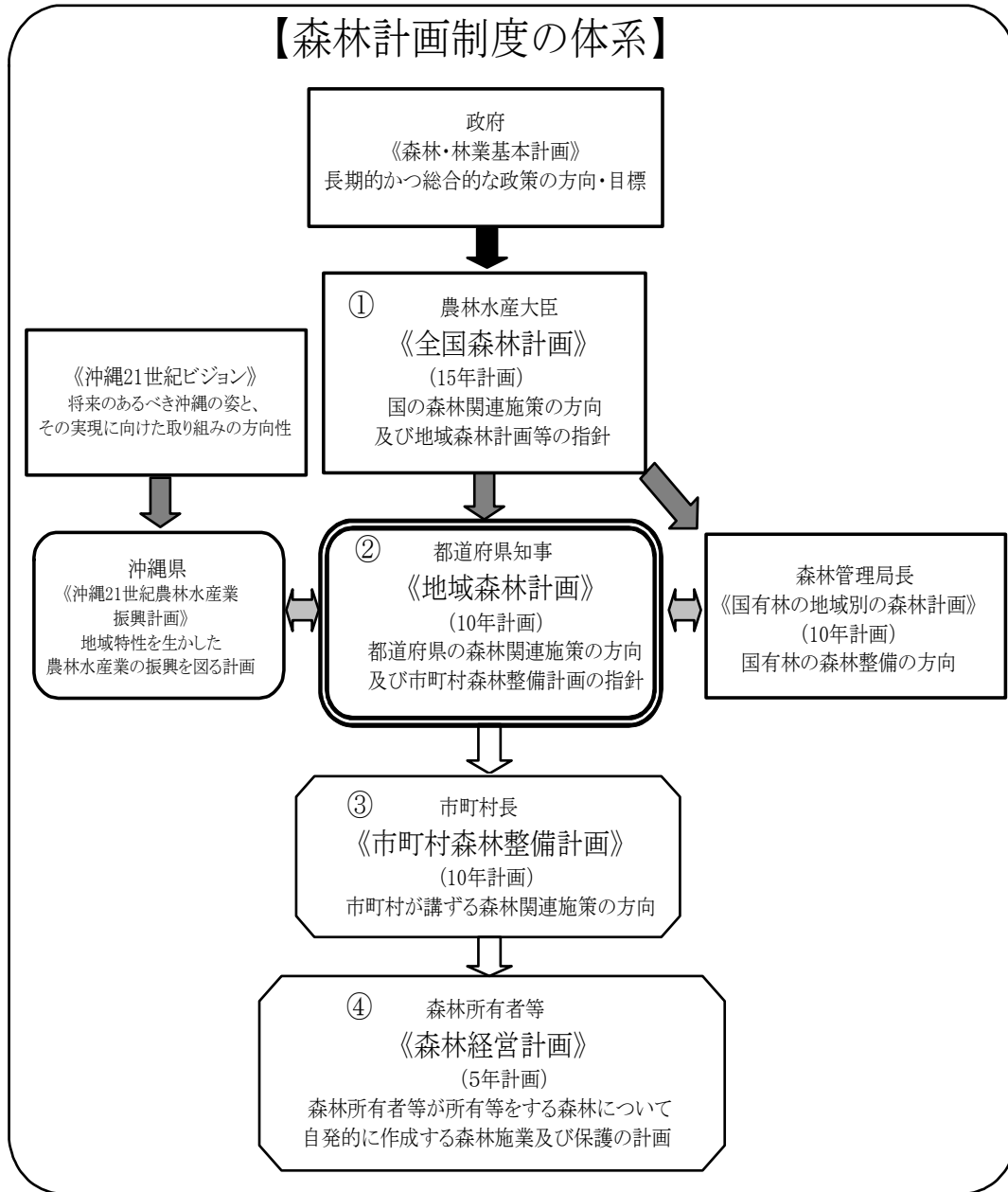
##### ③ 市町村森林整備計画（森林法第10条の5）

市町村は、その区域内にある地域森林計画の対象となっている民有林につき、5年ごとに、当該民有林の属する森林計画区に係る地域森林計画の始期をその計画期間の始期とし、10年を一期とする市町村森林整備計画をたてなければならない。

##### ④ 森林経営計画（森林法第11条）

森林所有者又は森林所有者から経営の委託を受けた者は、森林施業及び保護に関する5年間の計画を作成し、市町村の長に計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。

## 【森林計画制度の体系】



#### 4 森林の管理・育成の取組方向

森林の育成には長期間を要し、一度荒廃すると復旧が容易ではありません。そこで、本計画では、森林の適切な管理・育成の取組方向などを示し、森林の有する多面的機能の高度発揮を目指します。

##### (1) 森林資源の循環利用に向けて

本県における豊かな森林資源については、生産性の高い森林から計画的に収穫し、社会生活に必要な家具材や木工材、きのこの菌床、畜舎の敷料等として有効に利用していきます。また、収穫後の林地や荒廃した森林には、造林事業等による植林を積極的に実施するなど、森林の多面的機能の維持増進に努めていきます。



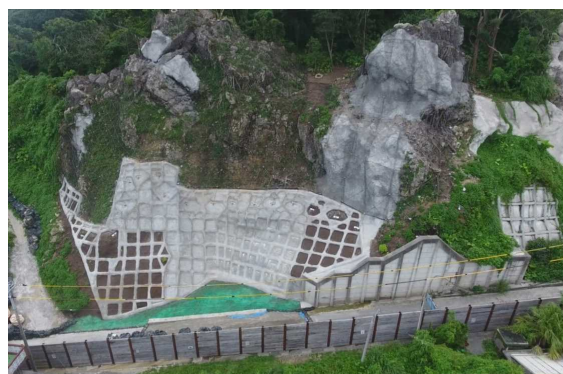
##### (2) 生活環境の保全に向けて

森林の持つ水源涵養機能や山地災害防止機能の維持増進を図るため、保安林の指定及び治山事業の実施を計画的に推進していきます。

具体的には、県民の生命、財産を守るため、治山事業による荒廃地等の復旧、林内環境改善のための森林整備及び海岸部における植栽等を実施することにより、保安林の機能強化を図り、豪雨や台風等の災害に備えます。



大度海岸防災林（糸満市）



志喜屋緊急予防治山（南城市）

### (3) 保健休養の場としての森林

森林は、野生動植物の生息・生育の場を提供するとともに、美しい景観を創出し人々に憩いとやすらぎのある空間を提供するなど、保健休養の場として重要な役割を果たしています。

本計画区における保健休養の場としては、「沖縄県平和創造の森公園」（県管理）等が挙げられます。

これらの施設等を有効に活用するとともに、保健文化機能の維持増進を図るため、適正な森林整備・管理を実施していきます。



沖縄県平和創造の森公園（糸満市）

### (4) 生き物を守り育む森林の保全に向けて

森林の健全な生態系を維持する観点から、固有性の高い野生生物の生息・生育地においては、環境の保全やかく乱の防止に努め、多様性に富んだ優れた自然環境を保全していきます。

# I 計画の大綱

## 1 森林計画区の概況

### (1) 位置及び区域

この計画区は、琉球列島の中央部北緯 25 度 30 分～26 度 40 分、東経 125 度 40 分～131 度 20 分に位置し、沖縄本島中南部及び慶良間諸島、久米島、南北大東島およびこれら周辺に介在する大小の島々から成る区域です。総土地面積は 63,353ha で、県土の 28 %を占めています。

### (2) 自然的条件

#### ア 地勢

本計画区は、第 3 紀島尻層と不整合に覆う琉球石灰岩から構成された波状台地が広く分布しており、この波状台地は、南西ないし北東の方向を持つ断層によって形成され、台地の北及び東側に断層崖をもっています。また、台地上には比謝川 (14,500 m)、天願川 (11,900 m)、国場川 (8,250 m)、饒波川 (4,500 m) のような流路の長い河川が発達しています。

離島においては、久米島では、大岳 (231 m)、阿良山 (287 m) を中心に安山岩や洪積層の丘陵台地及び段丘沖積低地が島の東側に、また琉球石灰岩のカルスト台地が西側に発達しています。慶良間諸島は、古生層の山地で形成され、低地は少なく、浅い入り江に沿って小面積の谷底低地が分布します。南北大東島やその他の離島はほとんど隆起石灰岩の平坦地となっています。

#### イ 土壌

本計画区の土壌は、ジャーガル、島尻マーヅ、国頭マーヅ及び沖積土壌からなっています。ジャーガル土壌は、本島中部東海岸から中央部にかけて最も広く分布する灰色を帯びたアルカリ性の重粘性土壌です。島尻マーヅ土壌は、本島中部西海岸から本島南端及び久米島、南北大東島等の隆起石灰岩地域に分布している土壌で暗褐色の中性ないし弱アルカリ性の石灰岩起源の土壌です。国頭マーヅは、うるま市、沖縄市等の本計画区の北部と久米島に分布する土壌で、赤色ないし黄色を帯びた弱酸性の粘性土壌です。沖積土壌は、海岸低地に分布しています。

#### ウ 気象

本計画区の気候は、亜熱帯海洋性気候に属し年平均気温は約 23 度、年平均降雨量は 2,500 mm前後と、温暖多湿であり、また夏から秋にかけて襲来する台風と冬季の季節風は、農林業等に多大な潮風害をもたらしています。

### (3) 社会的、経済的条件

#### ア 土地利用の現状

本計画区は、比較的平坦な地形であるため市街化が進み、市街地の周辺は農地が広がっています。本計画区の区域面積は 63,670ha で、これは県土面積の約 3 割を占めています。その内森林面積は 13,229ha、森林率は 21 %で県平均 47 %に比べて著しく低くなっています。農地(耕地)面積は 11,100ha (18 %)、その他の面積は 40,349ha (61 %)となっています。

## イ 人口の推移

本計画区の人口は約1,218千人で県人口のおよそ8割を占め年々増加していますが、その大部分は本島中南部に集中しており、慶良間諸島など周辺地域では減少傾向にあります。

## ウ 産業の概要

本計画区の産業構造は、第3次産業を主体とする経済構造をなしており、本県最大の都市、那覇市を中心に沖縄市、浦添市等が偏在し、県経済の中心的役割を果たしています。第2次産業は、建設業の比重が高く、第1次産業は、野菜、花き、さとうきび等のほか畜産などの農業が主体となっています。

## エ 交通

本計画区の本島地域は、那覇市をはじめ、本県の経済・産業の中心地であるため、交通体系は他の計画区に比べ良く整備されています。

一方で離島地域は、海上交通、航空路における割高な運賃の低減や、陸上の公共交通の整備をすることが求められています。

## (4) 森林・林業の概要

### ア 概況

本計画区の対象民有林面積は13,223haで本県民有林総面積74,812haの18%を占め、3つの計画区のうちで最も小さくなっています。蓄積については1,252千m<sup>3</sup>で、ha当たり95m<sup>3</sup>と県平均の132m<sup>3</sup>を下回り、人工林、天然林別には、ha当たりそれぞれ151m<sup>3</sup>、115m<sup>3</sup>となっています。

林相別では、針葉樹32%、広葉樹46%、その他更新困難地等22%となっています。人工林は、リュウキュウマツ、イヌマキ等の針葉樹とイスノキ、アカギ等の広葉樹が主体で人工林面積は1,548ha、人工林率は12%で平均の19%より低く、その26%は8齢級以下によって占められています。

天然林は、針葉樹のリュウキュウマツがその蓄積の約半数を占め、その他はイタジイ、シバニッケイを主体とする広葉樹となっています。森林の所有形態は、市町村有57%、私有41%、県有2%から成り、市町村有林の占める割合が高くなっていますが、他の計画地域に比べ私有林の占める割合も高くなっています。

私有林は、本島及び離島の海岸線いわゆる里山に偏在し、利用に当たっては、地理的に有利ですが所有規模がきわめて零細であり、また地形的に転用が容易であること等から積極的な森林造成は行われていません。公有林についても森林資源の利活用の進展が見られず、総じて森林・林業に関する活動は低調となっています。

制限林については、保安林2,804ha、国立公園の特別保護地区及び特別地域2,516ha、国定公園の特別保護地区及び特別地域289ha、史跡・名勝天然記念物971ha、鳥獣保護区の特別保護区97ha、都市計画法による風致地区118ha、県立自然公園特別地域1,936haとなっています。

## イ 森林資源の現況

本計画区の森林は、去る大戦によって大部分が消失しましたが、造林事業等により漸次回復しつつあり、これらの森林は生活環境保全及び県土保全上重要な役割を果たしています。

本計画区内には、生活環境保全機能の高い森林が6,376ha、保健・文化機能の高い森林が3,488ha、そのほか周辺離島を中心に木材等生産機能の高い森林が1,511ha、水

源涵養機能の高い森林が 744ha、山地災害防止機能の高い森林が 552ha ありますが、未だ荒廃したままの無立木地等が 1,532ha あり全森林面積の約 12 %を占めていることから早急な復旧が必要です。

## 2 前計画の実行結果の概要及びその評価

### (1) 伐採及び造林の状況

本計画区の過去5年間の伐採量は、主伐計画量5,100m<sup>3</sup>に対し3,293m<sup>3</sup>（65%）、間伐計画量3,100m<sup>3</sup>に対し719m<sup>3</sup>（23%）でした。主伐は、ほぼ森林以外の用途へ転用するものとなっています。また、間伐は、森林整備における受光伐や除伐によるものを含みます。

過去5ヶ年間の造林面積は、人工造林計画量37haに対し10ha（26%）であり、その内訳は育成単層林整備で3ha、育成複層林整備で7haです。当該地域における造林は主に離島地域において行われており、公益的機能の高度発揮を図るための森林整備を推進することを目標としているため、育成複層林整備の割合が高くなっています。

また、天然更新は、計画量53haに対し実施はありませんでした。

本計画区は森林・林業に関する活動が低調であることから、実行歩合が低い結果となっています。

#### 前計画の実績

	計画	実行	実行歩合
主伐 (m <sup>3</sup> )	5,100	3,293	65
間伐 (m <sup>3</sup> )	3,100	719	23
人工造林 (ha)	37	9.8	26
天然更新 (ha)	53	0	0
間伐 (ha)	110	23	21

### (2) 搬出施設の状況

本計画区の林道開設は、令和元年度末現在で8路線26.1kmで、県全体の9%を占めています。林道密度はha当たり2.0mと県平均の4.1mに比べ低い状況です。

過去5年間の林道開設について、事業の実施はありませんでした。

### (3) 保安施設の状況

本計画区の民有保安林は、2,804ha（実面積※1）で、当該地域の森林の22%を占めています。これを種類別に見ると水源かん養のための保安林が842ha、災害防備のための保安林が1,742ha、保健風致の保存のための保安林が219haとなっています。

過去5年間の指定状況は、表1のとおりです。また、指定解除は、潮害防備保安林等で5.71haです。当該地域は所有規模が零細な私有林が多く、土地所有者の同意取得が進まないことから、保安林の指定は、治山事業の実施が必要な箇所にとどまっています。

治山事業は過去5年間で、計画量33地区に対し19地区（58%）実施しています。

※1 一つの箇所に2種類以上の保安林が指定される場所もあるので、種類別の保安林面積の合計とは一致しません。

表1 保安林の指定状況

保安林の種類	計画	実績	保安林の種類	計画	実績
水源かん養保安林	44	0	干害防備保安林	5	0
土砂流出防備保安林	9	0	魚つき保安林	-	0
土砂崩壊防備保安林	27	2	風致保安林	10	0
潮害防備保安林	20	1	保健保安林	108	1



### 3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

#### (1) 計画編成の基本方針

沖縄中南部地域森林計画は、森林法第5条の規程に基づき、全国森林計画に即して、本計画区の特性に配慮し、令和3年度を始期とする10年間の森林の整備の目標、森林施業の諸計画を定めるものです。

計画策定にあたっては、森林の保健・文化・教育的活動の場としての利用や生活環境の保全など、公益的機能の発揮に対する要請の高まり、中南部地域に広く分布する荒廃原野の緑化の必要性を踏まえ、次の事項を基本方針として地域を区分し、その地域の特性に応じた森林整備の目標等に関する計画事項を定め、市町村整備計画の策定にあたっての技術的、政策的基準及び指針を定めます。

#### ア 適正な森林管理の推進

- (ア) 亜熱帯性気候を生かした森林の整備・保全を図り、また、伐採跡地の確実な更新を確保し、森林資源の持続的な利用を行います。
- (イ) 本計画区は、他計画区と同様、連年の台風・季節風による潮風害等を受けており、特に離島については被害を受けやすい地理的環境にあることから、気象災害等に強い森林づくりを行います。
- (ウ) 機能の低下している保安林は、指定目的達成のため必要な森林整備・施設整備を行います。
- (エ) 松くい虫等各種病害虫の適切な防除を実施します。
- (オ) 史跡名勝天然記念物及び自然公園地域等にある森林は、保健文化機能の維持に配慮しつつ、森林の持つ多面的機能が高度かつ持続的に発揮されるよう適切な森林整備を行います。

#### イ 森林の有する機能の高度発揮に応じた路網整備と作業システムの導入

森林の有する多面的機能の発揮を始め、効率的な施業、きめ細やかな施業を実施するため、既設の路網を活用するとともに、必要に応じた林道・森林作業道等の整備を図ります。

また、高性能林業機械の導入等地域の条件に応じた作業システムの導入に努めます。

#### ウ 広く県民に開かれた森林の整備・保全及び利用の促進

- (ア) 森林の整備及び保全にあたっては、県民理解の醸成と参画を促すとともに、亜熱帯性気候を生かした森林づくりを推進します。
- (イ) 森林の保健・文化・教育的利用への要請に対応した森林環境教育等を促進します。

#### エ 地球温暖化防止への貢献

森林による二酸化炭素の吸収、炭素の貯蔵を促進するため、育成単層林及び育成複層林にあっては適切な時期に伐採し木材として利用するとともに、その適切な管理に努めます。また、荒廃地、原野等における造林を推進するとともに、伐採した木材の有効利用に努めます。

#### (2) 計画達成のための必要な事項

##### ア 森林資源の保続培養

森林資源の保続培養と同時に、森林の有する多面的機能の維持・増進を図るため、森林経営計画の作成指導とその実行を確保するとともに、造林事業を充実さ

せ、森林病虫害防除事業などを積極的に推進します。

イ 林業生産基盤の整備

林業生産活動の活性化と農山村の振興を図るため、林道網を拡充するとともに、林道網を有機的に連結する作業路の整備に努めます。また、生産性の高い林業経営の育成、協業の助長を通じて、林業所得の向上を図るため生産基盤の拡充、関連施設の整備、林業技術及び経営の改善、林業近代化施設導入等の林業構造改善事業を積極的に推進します。

ウ 林業労働力の確保

林業従事者の長期的な就労や所得の向上を図るため、就労環境の整備や労働安全衛生対策の拡充、技能向上に努めます。

エ 森林の公益的機能の普及啓発

本島中南部地域は森林が少なく、現況の森林は生活環境の保全形成に大きく寄与しており、今後ますます社会的要請が高まってくるものと思われることから、生活環境保全及び保健文化機能の強化を図りつつ、これらの森林の保全についての普及啓発に努めます。

また、林地の開発等については、自然環境と調和が図られるよう指導し、豊かな自然環境の保全を図ります。

オ 林業技術の開発と普及

森林の有する多面的機能に対する要請に応えるため、試験研究機関等との連携強化を図り、より一層の技術開発を推進します。また、新技術の現地適応化、技術体系の確立、各種森林林業施策の推進による、林業経営の合理化を図ります。

## II 計画事項

### 第1 計画の対象とする森林の区域

表2 計画の対象とする森林の市町村別面積

単位 面積:ha

区分	面積	備考	区分	面積	備考
総数	13,223		糸満市	448	
市町村別内訳	うるま市	1,464	市町村別内訳	八重瀬町	183
	沖縄市	849		南城市	933
	読谷村	865		与那原町	68
	嘉手納町	259		南風原町	62
	北谷町	83		久米島町	2,360
	北中城村	203		渡嘉敷村	1,719
	中城村	277		座間味村	1,337
	宜野湾市	85		粟国村	243
	西原町	124		渡名喜村	242
	浦添市	73		南大東村	834
	那覇市	20		北大東村	376
	豊見城市	116			

注1 計画の対象とする森林の区域は森林計画図において表示する区域内の民有林とする

注2 森林計画図の閲覧場所は沖縄県農林水産部森林管理課、南部林業事務所、計画区内市町村役場とする。

注3 単位未満四捨五入のため、必ずしも総数と一致しない。

注4 地域森林計画の対象とする民有林(次の(1)及び(3)の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。)は、次の(1)～(3)までの事項の対象となる。

- (1)森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項の開発行為の許可
- (2)森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出
- (3)森林法第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出

## 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

### 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

#### (1) 森林の整備及び保全の目標

森林の整備及び保全にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持造成を推進することとします。

このため、地域の特性及び森林資源の状況並びに森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案の上、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて区分することとします。

森林の有する機能については、7つの機能（水源涵養、山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産）を基礎的な指標として、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業や経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生鳥獣による被害対策などの森林の保護等に関する取組みを推進します。

各機能に応じた森林の望ましい姿については、次のとおりです。

表3 森林の有する多面的機能に応じた望ましい姿

森林の有する多面的機能	森林の望ましい姿
水源涵養機能 <sup>かん</sup>	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、潮風害など諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生育する溪畔林であって、将来にわたってその状態が維持又は強化される森林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、適宜・適切に森林施業が行われ、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

## (2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の有する多面的機能毎の森林整備及び保全の基本方針を次のとおり定めます。

表4 森林の有する多面的機能ごとの森林の整備及び保全の基本方針

森林の有する 多面的機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に在する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な下刈・間伐等の保育を行い、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、裸地の発生が伴う伐採については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>
山地災害防止機能/土壌保全機能	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地妨害防止機能/土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、災害に強い森林を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p>
快適環境形成機能	<p>県民の日常生活に親密な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、潮害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、潮風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な下刈・間伐等の保育を推進することとする。</p>
保健・レクリエーション機能	<p>観光的に魅力のある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や県民のニーズ等に応じた樹種の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
文化機能	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。</p> <p>また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
生物多様性保全機能	<p>全ての森林は多様な生物の生息・生育の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランスよく配置されていることを目指すものとする。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生育する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、将来にわたって生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。</p>

木材等生産機能	<p>林木の育成に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の材木を生育させるための適切な造林、下刈・間伐等の保育を推進することを基本とする。この場合、自然環境の保全に配慮するとともに、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>
---------	--

※ ただし、森林の区分については、自然的社会的条件からみた個々の森林の利用についての実態、機能の発揮に対する要請、位置関係から見た一体的な森林整備の観点等から判断し、市町村森林整備計画において定めることとする。

### (3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等については、次のとおり定めます。

**表5 計画期間に到達し保持すべき森林資源の状態等**

		単位	面積:ha	蓄積:m <sup>3</sup> /ha
区分		現況	計画期末	
面積	育成単層林	1,444	1,440	
	育成複層林	498	548	
	天然生林	11,272	11,226	
森林蓄積m <sup>3</sup> /ha		95	112	

注 期待する機能の発揮に向けた森林への誘導については、育成のため的人為<sup>注1</sup>の程度、単層・複層という森林の階層構造に着目し、以下の区分ごとに示すこととします。

#### ① 育成単層林

森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為<sup>注1</sup>により成立させ維持される森林。

#### ② 育成複層林

森林を構成する林木を択伐等により伐採し、複数の樹冠層<sup>注2</sup>を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、針葉樹を上層木とし、広葉樹を下層木とする森林。

#### ③ 天然生林

主として天然力<sup>注3</sup>を活用することにより成立させ維持される森林<sup>注4</sup>。

注1：「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助(天然下種更新のための地表のかきおこし・刈払い等)、芽かき、下刈、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うこと。

注2：「複数の樹冠層」とは、林齢や樹種の違いから樹木の高さが異なることにより生ずるもの。

注3：「天然力」とは、根株からの萌芽や自然に散布された種子が発芽・生育することをいう。

注4：「天然生林」には、未立木地、竹林等を含む。

## 2 その他必要な事項

県及び市町村は、十分な連携のもと、発揮を期待する機能が高度に発揮されるよう、一体的な森林の整備及び保全に努めるものとします。

## 第3 森林の整備に関する事項

### 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

計画事項の第2「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」を踏まえ、森林の立木竹の伐採に関する指針を次のとおり定めます。

また、市町村森林整備計画の策定に際しても、次の事項を指針として、市町村内の気候、地形、土壌等の自然的条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の状況、木材の生産動向等を勘案して立木竹の伐採に関する事項を定めるものとします。

#### (1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木竹の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとします。主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとします。また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

なお、立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、市町村森林整備計画において、立木の伐採（主伐）を行う際の規範として定められます。

#### ア 皆伐

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとします。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一か所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとします。

#### イ 択伐

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木、帯状又は群状を単位とします。単木択伐の場合は、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとし、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、材積に係る伐採率を30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）にするものとします。

帯状択伐の場合は、帯幅を高木樹高の2.0倍以内とします。

ウ 人工林の生産目標ごとの主伐時期は、表6を目安として定めるものとします

**表6 人工林の主伐時期の目安**

樹種	生産目標	期待径級	主伐時期の目安
リュウキュウマツ	一般材	26cm	45年

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採(主伐)の時期に関する指標、制限林の伐採規制等に用いられるものであり、具体的には、市町村内に生育する主要樹種ごとに下表に示す林齢を基礎として、市町村の区域内の標準的な自然条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めるものとします。

なお、標準伐期齢は、当該林齢に達した時点での森林の伐採を義務づけるものではありません。

**表7 立木の標準伐期齢**

地区	樹種(年)		
	リュウキュウマツ	イヌマキ	イスノキ等 広葉樹
那覇市一円、うるま市一円、宜野湾市一円、浦添市一円、糸満市一円、沖縄市一円、豊見城市一円、南城市一円、中頭郡一円、島尻郡のうち伊平屋村及び伊是名村を除く地域	30	40	30

(3) その他必要な事項

保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第10条に規定する森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うこととします。また、森林の生物多様性の保全の観点から、施業の実施に当たっては、希少な種の保存に配慮するとともに、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとします。

**2 造林に関する事項**

計画事項の第2「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」を踏まえ、造林に関する指針を次のとおり定めます。

なお、人工造林の対象樹種、人工造林の標準的な方法、人工造林すべき期間、天然更新の対象樹種、天然更新の標準的な方法及び天然更新を完了すべき期間については、人工造林等を行う際の規範として市町村森林整備計画において定められます。

(1) 人工造林に関する指針

ア 人工造林の対象樹種に関する指針



人工造林をすべき樹種は適地適木を旨とし、市町村の区域内の森林の自然条件及び木材の利用状況を勘案して、リュウキュウマツ、イヌマキ等の針葉樹及びデイゴ、センダン等の広葉樹を主体に定めるものとします。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

(7) 人工造林の植栽本数

植栽本数は、主要樹種について、下表の植栽（播種）本数を基準として、既往の植栽本数を勘案して仕立ての方法別に定めるものとします。

**表 8 人工造林の植栽本数**

樹種	仕立て方	植栽（播種）本数（本/ha）
リュウキュウマツ	密仕立て	5,000穴（播種）
イヌマキ	密仕立て	6,000本
シャリンバイ	密仕立て	7,000本
デイゴ	疎仕立て	1,500本

(i) 人工造林の標準的な方法の指針

a 地拵えの方法

伐採木及び枝条等が植栽の支障とならないように整理することとし、気象害や、林地の保全に配慮する必要がある場合には筋置とするなどの点に留意するものとします。

b 植え付け方法

気候その他自然条件及び既往の植付け方法を勘案して植付け方法を定めるとともに、適期に植付けるものとします。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の早期回復を図るため、主伐後、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林及びそれ以外の森林において、人工造林による更新を行う箇所については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、2年以内に更新を完了するものとします。なお、択伐による伐採に係るものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、5年以内に更新を完了するものとします。

(2) 天然更新に関する指針

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により、適確な更新が図られる森林において行うこととします。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

特に定めないこととします。

#### イ 天然更新の標準的な方法に関する指針 (天然更新補助作業)

ぼう芽更新については、ぼう芽の優劣が明らかとなる I 齢級初期に、根又は地際部から発生しているぼう芽を 1 株当たりの仕立て本数 3 本程度を目安として、ぼう芽整理を行うことを定めるものとします。

天然更新については、笹や粗腐食の堆積等により更新が阻害されている箇所では、枝条類の除去あるいはかき起こしを行うことや、発生した稚樹の生育を促進するための刈り出しを行うほか、更新の不十分な箇所には植込みを行うことを定めるものとします。

#### ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の早期回復を図るため、天然更新による更新を行う箇所については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、伐採後原則として 5 年以内に更新を完了するものとします。

#### (3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林は、天然力によっては更新が期待できない森林とします。なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林は、市町村森林整備計画において定めることとします。

#### (4) その他必要な事項

該当なし

### 3 間伐及び保育に関する事項

計画事項の第 2 「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」を踏まえ、間伐及び保育に関する指針を次のとおり定めます。

なお、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法並びに保育の標準的な方法については、市町村森林整備計画において間伐や保育を行う際の規範として定められます。

#### (1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、表 9 に示す内容を基礎とし、既往における間伐の方法を勘案して、林木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定めるものとします。

間伐指針を利用する際には、間伐しようとする林分の主林木(間伐後に残される木)の平均樹高を算定して、この主林木の平均樹高によって間伐指針表から間伐本数を決めます。

表9 間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	間伐時期		間伐の方法
		初回	2回	
イヌマキ及びスギの人工林	ha当たりおおむね 2,000本を保残する	20年		適切な立木配置に努め 形質劣悪、形成不良木を 中心に伐採する
	ha当たりおおむね 1,500本を保残する		30年	
リュウキュウマツの人工林	ha当たりおおむね 2,500本を保残する	15～20年		原則として間伐指針を 利用する
	ha当たりおおむね 1,500本を保残する		25～40年	

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、下刈り及びつる切り、除伐、枝打ち等の既往における保育の方法、現地の状況を勘案して、必要な事項を定めるものとします。

(7) 育成単層林

a 下刈及びつる切り

下刈及びつる切りは、植生の繁茂状況に応じて適正な時期及び回数を選定し行います。下刈の方法は原則として全刈りとし、潮風害等の予想される場所では条件を考慮して条刈り・坪刈りを行います。

また、森林の生物多様性の保全の観点から、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものは保残し育成することとします。

b 除伐

除伐は、育成しようとする樹木の成長を阻害する樹木等を除去し、樹種構成、林齢、樹木等の配置状況及び地形、気象等の自然条件に応じ、適宜行います。

また、目的外樹種であっても、その育成状況や利用価値を勘案し、有用なものには保残し育成することとします。

c 枝打ち

目標に応じた枝打ちを行います。11～1月を適期とします。

(イ) 育成複層林

樹下植栽等による複層林造成地においては、下刈り及びつる切り、除伐、枝打ちは育成単層林に準じて行い、林内照度が低下し、下層木の健全な育成が阻害されている森林においては、除伐または択伐を実施します。

表10 保育の種類別の標準的な実施時期

保育の種類	樹種	実施林齢											備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	～15	
下刈り及び つる切り	全樹種	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△		○：通常予想される 実施基準 △：必要に応じて実施 する 3年目までは2回、以 降は雑草木の伸長の度合 いに応じて行う
除伐	イヌマキ											○	
	その他の 樹種												適宜行う
枝打ち	全樹種												適宜行う

(3) その他必要な事項

保育・間伐については、森林の質的向上と森林の有する機能の維持・高度発揮及び山地災害等の防止を図るため、林分の健全な保育管理に努めるものとします。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

森林の有する公益的機能の高度発揮を図るため、それぞれの森林が発揮することを期待されている公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林の区域を、公益的機能別施業森林として設定します。また、林木の生育が良好な森林で地形・地理等から効率的な森林施業が可能である森林を、木材の生産機能の維持増進をはかるための森林施業を推進すべき森林として区域設定します。

公益的機能別施業等の森林の区域及び森林施業の方法は、次の事項を指針として、森林の有する機能別の森林の所在、森林資源の構成、森林に対する社会的要請等を勘案して、市町村森林整備計画において定められます。

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

公益的機能別施業森林の区域は、計画事項第2の1「森林の整備及び保全の目標  
その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項に基づき、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について、保安林など法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、森林の自然条件、森林の機能の評価区分（「森林の機能別調査実施要領の制定について」（昭和52年1月18日付け52林野計第532号林野庁長官通知）に基づく評価区分をいう。）等を参考にして、設定することとします。

この際、区域内において機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように設定します。

**表11 公益的機能別森林区域ごとの区域の設定の基準に関する指針**

森林の区域	区域の設定基準
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (以下、「水源涵養機能維持増進森林」)	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、並びに地域の用水源として重要なため池、湧水池及び溪流等の周辺にある森林など、水源涵養機能の高度発揮が求められている森林
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (以下、「山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森」)	山腹崩壊等により、人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出や土砂の崩壊の防備、その他山地災害の防備を図る必要のある森林
快適環境形成機能維持増進森林	県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等で、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林、及び気象条件等からみて、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (以下、「保健文化機能維持増進森林」)	観光的に魅力のある自然林、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林及び史跡・名勝の所在する森林やこれらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林  また、特に原生的な森林生態系や希少な生物が生息・生育する森林及び陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林など、生物多様性保全機能が将来にわたり発揮される森林

**表12 公益的機能別森林区域ごとの施業の方法に関する指針**

森林の区域	区域の設定基準
・水源涵養機能維持増進森林	伐期の長期化及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持（育成複層林にあつては、下層林の適確な育成）を図りつつ、根系の発達を確保することとします。  特に、標高が高い地域、傾斜が急峻な地域、谷密度の大きい地域、起伏量の大きい地域、溪床又は河床勾配の急な地域、掌状型集水区域、年平均又は季節的降水量の多い地域、強い雨の降る頻度が高い地域においては、伐採

	面積の規模の縮小を図ることとします。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森</li> <li>・ 快適環境形成機能維持増進森林</li> <li>・ 保健文化機能維持増進森林</li> </ul>	<p>それぞれの区域の機能に応じ、特にこれらの公益的機能の発揮を図る必要のある森林については、択伐による複層林施業を行うことを基本とします。</p> <p>それ以外の森林については、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本として、複層林施業、もしくは、適切な伐区の形状・配置等により伐採後の林分においても公益的機能の確保が図られる場合は、小面積かつ分散を図ったうえで長伐期施業（標準伐期齢のおおむね2倍以上に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業）を実施するなど、良好な自然環境の保全や快適な利用のための景観の維持・形成を目的とした施業の方法を推進します。</p>

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準に関する指針

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、林木の生育が良好な森林で地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について、森林の機能評価区分等を参考に森林の一体性も踏まえつつ設定します。

イ 森林の施業の方法に関する指針

木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、植栽による確実な更新、保育及び間伐等の実施、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる資源構成となるよう、努めることとします。

(3) その他必要な事項

公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、重複を認めるものとし、公益的機能の発揮に支障が生じないよう、施業方法を定めることとします。また、公益的機能別施業森林の設定に当たっては、自然的社会的経済的諸条件を総合的に勘案して、森林所有者が受認し得る範囲内で定めることとします。

## 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

### (1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施します。そのため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と、林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとします。

また、林道等の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとします。

路網の現状は表13のとおりです。

**表13 基幹路網の現状**

区分	路線数	延長(km)
基幹路網	8	26.1
うち林業専用道	0	0

### (2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

自然環境保全への配慮及び森林の利用形態等を踏まえ、地域条件に応じた規格・構造の路網と林業機械を組み合わせた効率的な作業システムに取り組むものとします。

### (3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

森林施業を推進することが望ましいものの、既設路網が少なく、路網整備と併せて効率的な森林施業を推進すべき区域を、路網整備等推進区域として設定することとします。

### (4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

路網整備にあたっては、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月4日付け22林整整第602号林野庁長官通知）及び森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け林整整第656号林野庁長官通知）を基本として、自然環境保全に配慮した適切な規格・構造の路網とします。

(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法  
該当なし

(6) その他必要な事項

森林には、既存の林道や森林作業道等の路網が多く整備されていることから、既存の路網が存在する箇所においてはそれを最大限に活用して森林施業を行います。その際、林内作業車の移動に新たな森林作業道が必要となる場合には、地形起伏に沿った最小限の森林作業道となるよう努めます。

## 6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林・林業・木材産業関係者の合意形成及び民有林と国有林の緊密な連携を図りつつ、森林施業の共同化、林業の担い手育成、林業機械化の推進、林産物の流通加工体制の整備等、生産、流通及び加工における条件整備を、以下のとおり計画的かつ総合的に推進します。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

ア 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針等

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業者への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すものとします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、市町村による森林組合・民間事業者への森林の土地の所有者等の情報整備・提供や、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進します。また、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進するものとします。

イ 森林組合等による森林施業受委託の促進

林業を専業としない森林所有者及び不在村森林所有者が多い地域にあつては、森林組合等による施業の受委託を促進するものとします。特に不在村森林所有者が多い地域にあつては、当該所有者に対する普及・啓蒙活動を強化し、適正な森林施業の確保に努めるものとします。

ウ 森林施業共同化の指導体制の強化

森林施業共同化の促進に資するため、市町村、南部林業事務所（林業普及指導員）、森林組合等地域に密着した機関による森林所有者に対する指導活動を強化するもの



とします。

(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林の経営管理(自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。)を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するものとします。

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

ア 林業事業体の体質強化

森林組合等林業事業体を育成するため、地域が一体となって安定的事業量の確保に努めるとともに、経営の多角化、協業化等による組織・経営基盤の強化等を推進するなど、林業事業体の体質強化を図るものとします。

イ 林業従事者の養成・確保

林業労働に係る雇用の長期化・安定化を図るとともに、社会保険等への加入促進等就労条件の改善、事業体の安全管理体制の強化等による労働安全衛生の確保、農山村の生活基盤の整備等に努めるものとします。また、林業従事者に対する技術研修等を実施し、優秀な人材の育成に努めるものとします。さらに、林業労働力確保支援センターにより、新たに林業に就業しようとする者に対して就業の支援を行うものとします。

ウ 林業後継者の育成

林家の子弟等が林業への関心を持ち続け、林業に就労しうる環境を醸成するとともに、林研グループ等若手林業後継者の活動を支援し、林業後継者を育成するものとします。また、後継者が安定して林業経営を維持できるよう複合経営の導入や生活環境の改善等の支援に努めるものとします。

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者・技能者の養成を計画的に推進するほか、林業機械の導入及びその効率的な利用を確保するため、リースやレンタルの活用や林業機械の共同利用など、林業機械の利用体制の整備について取り組むものとします。

(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

ア 生産・加工・流通体制の整備

生産・加工体制の整備については、森林所有者等から木材製造業者等に至る木材の安定的取引関係の確立を推進し、木材等の加工を効率的に行うための施設整備等を促進するものとします。

流通体制の整備については、需要者のニーズに即した品質及び性能の明確な木材・木材製品を安定的に供給し得る流通システムの確立を図り、良質な木材等の利用の普及について、関係者一体となって推進するよう努めるものとします。

また、森林に関する法令に照らし伐採に係る手続が適正になされたものであることや持続可能な森林経営が営まれている森林から生産されたものであることが証明された木材・木製品の利用の普及について、関係者一体となって推進するよう努めるものとします。

イ 特用林産物の生産の推進

生産基盤の整備、経営の近代化、産地化の形成、品質の向上、安全性の確保と安定的な需給体制の確立を積極的に推進するとともに、新たな特用林産物の商品化を行い、生産から流通に至る総合的な振興を図るものとします。

(6) その他必要な事項

森林の総合的な利用の推進及び生活環境の保全により、都市部との交流を図るものとします。

## 第4 森林の保全に関する事項

### 1 森林の土地の保全に関する事項

森林の土地の保全については、第2に定める「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、林地開発許可制度を厳正に運用することとします。

また、土地の形質の変更にあたっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、潮風害防備に重要な役割を果たしている森林、並びに良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避けることとします。

#### (1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

表14 森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

(単位:ha)

所 在 地 区		面 積	留意すべき事項	備 考
市町村	地 区			
うるま市	(旧石川市) 1林班 10林班	21	土砂流出、崩壊防止及び水源かん養機能の維持に留意する必要がある	水源涵養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林
	(旧勝連町) 1林班			
嘉手納町	9林班	2		
中城村	1林班 2林班	2		
西原町	3林班	1		
八重瀬町	(旧東風平町) 1林班	1		
南城市	(旧知念村) 3林班 4林班 5林班	20		
	(旧佐敷町) 4林班			
	(旧大里村) 1林班 2林班			
与那原町	2林班	0		
南風原町	1林班	0		
久米島町	(旧仲里村) 1林班 2林班 3林班 4林班 5林班 7林班 8林班 9林班 10林班 11林班 12林班	614		
	(旧具志川村) 15林班 17林班			
渡嘉敷村	2林班 3林班 4林班 5林班 6林班 7林班 8林班	238		
座間味村	1林班 2林班 3林班 4林班 5林班	246		

注:面積0と記載があるのは四捨五入によるものである。

- (2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

該当なし

- (3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土石の切り取り、盛土その他土地の形質変更に当たっては、林地の保全に支障を及ぼすことのないよう充分留意することとし、土地の形質変更の態様、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等に留意して、その実施地区の選定を行います。

土地の形質の変更を行うに当たっては、法勾配の安定を図るとともに、必要に応じて法面保護のための法面緑化工、土留工等の施設及び水の適切な処理のための排水施設等を設けることとします。さらに、その態様に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等、適切な保全措置を講ずるものとします。

- (4) その他必要な事項

局所的に土砂の流出及び崩壊等のおそれのある林分については、地表の損傷を極力行わないよう、土地の保全に努めるものとします。

## 2 保安施設に関する事項

- (1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、計画事項第2の1「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、保安林の配備を計画的に推進します。

保安林として管理すべき森林の種類別面積等については、森林の種類別の計画期末面積、計画期間内における保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等並びに指定施業要件の整備を相当とする森林の面積を「第6計画量等」の「5保安林整備及び治山事業に関する計画」のとおり定めます。

- (2) 保安施設地区の指定に関する方針

流域の地形、気象、土壌等自然条件、指定の目的、受益の対象等を勘案し、水源の涵養、災害の防備の目的を達成するため、保安施設事業を行うのに必要な保安施設地区を指定するものとします。

(3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、計画事項第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽及び本数調整伐等の保安林の整備並びに溪間工、山腹工等の治山施設の整備を、流域特性等に応じた形で計画的に推進することとし、治山事業の計画量を「第6計画量等」の「5保安林整備及び治山事業に関する計画」のとおり計画します。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

該当なし

(5) その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、地域住民、地方公共団体等の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の調製、標識の設置、巡視及び指導の徹底等を適正に行うほか、保安林の現況や規制に関連する情報の総合的な管理を推進することとします。

### 3 鳥獣害の防止に関する事項

深刻な森林被害をもたらす野生鳥獣に関して各方針を定めることとします。野生鳥獣による被害がある森林、若しくは、被害発生のおそれがある森林が確認された場合は、その区域等を明確化して鳥獣害防止対策を推進することとします。なお、具体的な区域や鳥獣害の防止の方法については、次の事項を規範として市町村森林整備計画において定めることとします。

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

ア 区域設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を設定することとします。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害を防止するために効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進することとします。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとします。

(2) その他必要な事項

ア 鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認する方法の方針

鳥獣害の防止の方法が実施された区域について、被害防止効果の発揮が期待できる適切な実施状況となっているか確認するため、植栽木の保護措置実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等に努めるものとします。

#### 4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

森林の保護等については、適切な間伐等の実施、保護樹帯の設置並びに広葉樹林及び針広混交の育成複層林の造成等により病虫害、鳥獣害、山火事等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努めるとともに、日常の管理を通じて森林の実態を適確に把握し、次の事項に配慮して適時適切に行うこととします。

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

本県は温暖な気候のため、多種の昆虫が生息し、台風や干ばつの影響も相まって、森林病虫害被害の発生しやすい環境にあります。

森林病虫害の防除については、被害の終息に向けて、総合的な対策を推進します。

特に、松くい虫については、保全松林を中心とする重点的な防除対策を行い、当該松林の保全に努めます。

また、キオビエダシャク等の突発的な森林病虫害については、早期駆除による被害の防止に努め、森林の保全を図ります。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）

野生鳥獣による森林被害（3(1)アで定めた対象鳥獣以外の野生鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害）については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ、森林被害のモニタリングを推進し、その結果を踏まえた捕獲や、関係行政機関、森林組合及び森林所有者等が協力して計画的に行う防護柵の設置等、広域的な防除活動等を総合的かつ効果的に推進します。また、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交の育成複層林の整備、野生鳥獣と地域住民の棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進します。

(3) 林野火災の予防の方針

林野火災を未然に防止するため、森林の巡視を行うとともに、入林者や地域住民に対して啓発活動を計画的に実施します。

また、森林病虫害の駆除のための火入れを実施する場合においては、市町村森林整備計画に定める留意事項に従うこととします。

- (4) その他必要な事項  
該当なし

## 第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林は、森林の施業及び公衆の利用に供する施設の整備の一体的な推進により保健機能の増進を図るべき森林をいい、市町村森林整備計画の樹立に当たっては、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案し、森林の保健機能の増進を図ることが適当と認められる場合に、次の事項を指針として保健機能森林の整備に関する事項を定めるものとします。

### (1) 保健機能森林の区域の基準

優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存する地域の実情、その森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、森林保健施設の整備が行われる見込みのある区域について設定します。

### (2) その他保健機能森林の整備に関する事項

#### ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する多面的機能の低下を補い、択伐施業や育成天然林施業等の多様な施業を積極的に実施します。

また、利用者が快適に散策等を行えるよう適度な林内照度を維持するため、除伐等の保育を積極的に行います。

#### イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

施設の整備に当たっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえ、多様な施設整備を行うものとします。

また、市町村森林整備計画において、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高、既に標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高。）を定めるものとします。

#### ウ その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び施設の適切な管理、防火施設の整備並びに利用者等の安全の確保に留意します。

## 第6 計画量等

### 1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：百m<sup>3</sup>

区分	総数			主伐			間伐			
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	
総数	184	82	102	118	52	66	66	30	36	
前半5ヵ年の計画量	78	34	44	50	23	27	28	11	17	
市 町 村 別 内 訳	うるま市	11	6	5	11	6	5	0	0	0
	沖縄市	11	9	2	11	9	2	0	0	0
	読谷村	11	6	5	11	6	5	0	0	0
	嘉手納町	5	4	1	5	4	1	0	0	0
	北谷町	2	2	0	2	2	0	0	0	0
	北中城村	2	0	2	2	0	2	0	0	0
	中城村	3	1	2	2	0	2	1	1	0
	宜野湾市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	西原町	2	0	2	2	0	2	0	0	0
	浦添市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	那覇市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	豊見城市	1	0	1	1	0	1	0	0	0
	糸満市	3	0	3	2	0	2	1	0	1
	八重瀬町	5	1	4	2	0	2	3	1	2
	南城市	18	1	17	7	0	7	11	1	10
	与那原町	1	1	0	0	0	0	1	1	0
	南風原町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	久米島町	25	10	15	22	7	15	3	3	0
	渡嘉敷村	23	14	9	16	9	7	7	5	2
	座間味村	33	25	8	12	8	4	21	17	4
粟国村	1	0	1	1	0	1	0	0	0	
渡名喜村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
南大東島	24	1	23	7	1	6	17	0	17	
北大東島	3	1	2	2	0	2	1	1	0	



## 2 間伐面積（参考）

単位 面積： ha

区分	間伐面積	
総 数	246	
前半5カ年の計画量	107	
市 町 村 別 内 訳	うるま市	0
	沖縄市	0
	読谷村	0
	嘉手納町	0
	北谷町	0
	北中城村	0
	中城村	3
	宜野湾市	0
	西原町	0
	浦添市	0
	那覇市	0
	豊見城市	0
	糸満市	4
	八重瀬町	11
	南城市	47
	与那原町	3
	南風原町	0
	久米島町	9
	渡嘉敷村	23
	座間味村	69
粟国村	0	
渡名喜村	0	
南大東島	74	
北大東島	3	

### 3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区 分		人工造林	天然更新
総 数		95	116
前半5ヵ年の計画量		40	49
市 町 村 内 訳	う る ま 市	8	10
	沖 縄 市	8	11
	読 谷 村	8	10
	嘉 手 納 町	4	4
	北 谷 町	1	1
	北 中 城 村	2	2
	中 城 村	2	2
	宜 野 湾 市	1	1
	西 原 町	1	1
	浦 添 市	1	1
	那 覇 市	1	1
	豊 見 城 市	1	1
	糸 満 市	1	1
	八 重 瀬 町	1	2
	南 城 市	4	5
	与 那 原 町	1	1
	南 風 原 町	1	1
	久 米 島 町	21	27
	渡 嘉 敷 村	12	15
	座 間 味 村	9	11
粟 国 村	1	1	
渡 名 喜 村	1	1	
南 大 東 村	4	5	
北 大 東 村	1	1	

#### 4 林道の開設及び拡張に関する計画

単位（延長：km 面積：ha）

開設/ 拡張	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区域面積	前半5カ年 の計画箇所	備考
開設	自動車道		座間味村	久岳	3.0	130		
開設計					3.0			

## 5 保安林整備及び治山事業に関する計画

### (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

#### ① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

保安林の種類	面積		単位 面積：ha 備考
		前半5カ年の 計画面積	
総数（実面積）	3,014	2,898	
水源涵養のための保安林	904	863	
災害防備のための保安林	1,997	1,940	
保健、風致の保存等のための保安林	372	254	

注 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定／解除	種類	森林の所在		面積		指定又は解除を必要とする理由	備考
		市町村	区域		前半5カ年の計画面積		
指定	水源涵養保安林	久米島町	具志川仲地	88.81	44.41	水源涵養を図るために指定する。	
	計			88.81	44.41		
指定	土砂流出防備保安林	うるま市	勝連浜	5.13	2.57	土砂の流出防備を図るために指定する。	
		小計		5.13	2.57		
		中城村	安里	1.98	0.99		
		〃	奥間	0.24	0.12		
		〃	津覇	0.49	0.24		
		〃	伊集	0.68	0.34		
		〃	屋宜	0.20	0.10		
		〃	和宇慶	0.68	0.34		
		〃	伊舎堂	0.92	0.46		
		小計		5.18	2.59		
		西原町	小橋川	0.54	0.27		
		小計		0.54	0.27		
		南城市	知念安座間	2.12	1.06		
		〃	知念安座間	2.43	1.22		
		〃	佐敷伊原	0.32	0.16		
		〃	佐敷手登根	0.24	0.12		
		〃	佐敷小谷	0.61	0.30		
		〃	大里大城	0.81	0.41		
		小計		6.53	3.27		
		与那原町	与那原与原	0.69	0.34		
		〃	与那原	0.41	0.20		
		小計		1.09	0.55		
		座間味村	座間味	0.41	0.20		
小計		0.41	0.20				
計				18.89	9.44		
指定	土砂崩壊防備保安林	うるま市	勝連比嘉	0.41	0.20	土砂の崩壊防備を図るために指定する。	
		〃	与那城宮城	0.41	0.20		
		小計		0.81	0.41		

注1 指定解除別に口座を設けて記載し、面積は種類ごと及び市町村毎に総数を掲上する。

注2 区域欄には、当該区域の属する林班番号または字名を記載する。

注3 計と内訳の小計が一致しないのは、四捨五入によるものである。

単位 面積：ha

指定／ 解除	種 類	森林の所在		面積		指定又は解除を 必要とする理由	備 考
		市 町 村	区 域		前半5ヵ年 の計画面積		
指定	土砂崩壊防備保安林	嘉手納町	水釜	0.14	0.07	土砂の崩壊防備を 図るために指定す る。	
		小計		0.14	0.07		
		中城村	登又	0.74	0.37		
		〃	和宇慶	2.70	1.35		
		〃	伊集	4.05	2.03		
		〃	津覇	0.68	0.34		
		〃	奥間	0.68	0.34		
		〃	奥間	2.70	1.35		
		〃	久場	0.14	0.07		
		〃	泊	0.68	0.34		
		小計		12.35	6.18		
		西原町	内間	1.96	0.98		
		〃	内間	0.14	0.07		
		〃	小橋川	0.14	0.07		
		〃	小橋川	0.68	0.34		
		〃	我謝	0.63	0.32		
		小計		3.54	1.77		
		南城市	知念安座真	0.68	0.34		
		〃	知念安座真	4.46	2.23		
		〃	知念海野	0.68	0.34		
		〃	知念海野	1.97	0.99		
		〃	知念久手堅	0.59	0.30		
		〃	知念知念	0.68	0.34		
		〃	知念具志堅	0.68	0.34		
		〃	知念久原	4.73	2.36		
		〃	知念久原	0.68	0.34		
		〃	知念知名	0.77	0.39		
		〃	知念志喜屋	0.99	0.49		
		〃	佐敷小谷	0.68	0.34		
		〃	佐敷手登根	3.21	1.61		
		〃	佐敷佐敷	2.24	1.12		
		〃	佐敷屋比久	0.72	0.36		
		小計		23.72	11.86		

単位 面積：ha

指定／ 解除	種 類	森林の所在		面積		指定又は解除を 必要とする理由	備 考
		市 町 村	区 域		前半5ヵ年 の計画面積		
指定	土砂崩壊防備保安林	〃	佐敷屋比久	0.68	0.34	土砂の崩壊防備を 図るために指定す る。	
		〃	佐敷小谷	2.70	1.35		
		〃	佐敷佐敷	1.35	0.68		
		小計		4.73	2.36		
		与那原町	与那原	0.23	0.12		
		〃	与那原	2.23	1.11		
		小計		2.46	1.23		
		南風原町	新川	0.59	0.30		
		小計		0.59	0.30		
		久米島町	仲里宇江城	0.68	0.34		
		小計		0.68	0.34		
		渡嘉敷村	渡嘉敷	1.35	0.68		
		〃	渡嘉志久	2.70	1.35		
		小計		4.05	2.03		
		計			53.06		
指定	潮害防備保安林	糸満市	喜屋武	5.40	2.70	潮害の防止を図る ために指定する。	
		〃	喜屋武	0.68	0.34		
		小計		6.08	3.04		
		読谷村	都屋	0.63	0.32		
		小計		0.63	0.32		
		うるま市	与那城伊計	9.45	4.73		
		小計		9.45	4.73		
		南城市	玉城中山	0.15	0.07		
		小計		0.15	0.07		
		久米島町	仲里比嘉	4.05	2.03		
		〃	大原	6.94	3.47		
		小計		10.99	5.50		
		渡名喜村	渡名喜	0.31	0.16		
		小計		0.31	0.16		
		南大東村	旧東	5.40	2.70		
小計		5.40	2.70				
北大東村	港	6.75	3.38				
小計		6.75	3.38				
計			39.76	19.88			

単位 面積：ha

指定／ 解除	種 類	森林の所在		面積		指定又は解除を 必要とする理由	備 考			
		市 町 村	区 域		前半5ヵ年 の計画面積					
指定	干害防備保安林	久米島町	仲里山城	2.70	1.35	干害及び災害の防止を図るために指定する。				
		〃	仲里謝名堂	6.75	3.38					
	計			9.45	4.73					
指定	保健保安林	うるま市	石川石川	9.45	4.73	県民の保健休養に資するために指定する。				
		〃	勝連津堅	10.80	5.40					
		小計		20.25	10.13					
		糸満市	大度	10.80	5.40					
		小計		10.80	5.40					
		南城市	知念久高	13.50	6.75					
		小計		13.50	6.75					
		久米島町	仲里奥武	35.10	17.55					
		〃	仲里謝名堂	20.25	10.13					
		〃	仲里島尻	35.91	17.96					
		〃	仲里島尻	13.50	6.75					
		〃	具志川大原	48.70	24.35					
		小計		153.46	76.73					
		座間味村	阿嘉	4.05	2.03					
		小計		4.05	2.03					
		粟国村	浜	13.50	6.75					
		小計		13.50	6.75					
		計			215.56			107.78		
		指定	風致保安林	与那城町	伊計			2.70	1.35	風致の保存のために指定する。
小計				2.70	1.35					
南城市	知念久高			12.50	6.25					
小計				12.50	6.25					
南大東村	新東			5.40	2.70					
小計				5.40	2.70					
計			20.60	10.30						
	総計			446.12	223.06					



単位 面積：ha

指定／ 解除	種 類	森林の所在		面積		指定又は解除を 必要とする理由	備 考
		市 町 村	区 域		前半5ヵ年 の計画面積		
解除	水源涵養保安林	久米島町	仲里山城	2.00	1.00	指定理由の消滅	
		〃	仲里謝名堂	5.00	2.50		
		〃	具志川西銘	2.00	1.00		
	計			9.00	4.50		
	土砂流出防備保安林	久米島町	仲里山城	0.43	0.22	指定理由の消滅	
		計			0.43		
	防風保安林	久米島町	仲里山城	0.86	0.43	指定理由の消滅	
		〃	具志川北原	0.34	0.17		
		計			1.20		
	潮害防備保安林	うるま市	勝連浜	0.02	0.01	指定理由の消滅	
		小計		0.02	0.01		
		久米島町	仲里謝名堂	0.04	0.02		
		〃	具志川大原	2.00	1.00		
		小計		2.04	1.02		
		八重瀬町	具志頭坂名城	2.00	1.00		
		小計		2.00	1.00		
		南城市	佐敷仲伊保	0.11	0.06		
		小計		0.11	0.06		
		南大東村	池之沢	0.80	0.40		
		〃	新東	0.10	0.05		
〃		旧東	0.05	0.03			
〃		南	0.05	0.03			
小計			1.00	0.50			
北大東村		中野	0.06	0.03			
小計			0.06	0.03			
渡名喜		西兼久	0.26	0.13			
小計		0.26	0.13				
計			5.49	2.75			
総計			16.12	8.06			

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 面積：ha

種 類	指定施業要件の整備区分				
	伐採の方法 の変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽の 変更面積
水源涵養のための保安林	0				
災害防備のための保安林	693				
保健・風致の保存のための保安林	35				

注 面積は、種類毎かつ指定施業要件の整備区分毎に計画期間中の合計を記載する。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当なし

## (3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森林の所在		治山事業施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域		前半5カ年の計画		
うるま市	勝連津堅	1	1	森林整備	
うるま市	勝連比嘉	1		山腹工	
うるま市	与那城桃原	1		山腹工	
うるま市	与那城池味	1	1	森林整備	
うるま市	与那城上原	1	1	山腹工	
うるま市	具志川	1		森林整備	
読谷村	都屋	1		森林整備	
中城村	安里	1		溪間工	
中城村	奥間	1	1	溪間工	
中城村	伊舎堂	1		溪間工	
中城村	津覇	1		森林整備・溪間工	
西原町	幸地	1	1	山腹工	
西原町	内間	1		山腹工	
与那原町	与那原	1		溪間工	
南城市	玉城垣花	1		山腹工	
南城市	佐敷伊原	1		山腹工	
南城市	知念安座真	1	1	溪間工	
南城市	知念志喜屋	1	1	山腹工	
糸満市	名城	1	1	森林整備	
糸満市	喜屋武	1	1	森林整備	
糸満市	大度	1		森林整備	
久米島町	宇根	1		山腹工	
久米島町	比屋定	1		森林整備	
久米島町	真謝	1	1	森林整備	
久米島町	謝名堂	1		森林整備	
久米島町	大原	1	1	森林整備	
渡嘉敷村	渡嘉敷	1	1	山腹工	
座間味村	座間味	1	1	山腹工・溪間工	
南大東村	池の沢	1	1	森林整備	
南大東村	南	1	1	森林整備	
北大東	港	1		森林整備	
合計		31	15		

## 6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき施業の方法及び時期

該当なし

第7 その他必要な事項

1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

(K:皆伐、T:択伐、N:禁伐)

単位 面積:ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
水源涵養保安林	うるま市	(旧石川市) 伊波	9.69	T 9.69	詳細については指定施業要件保安林付属明細書による。	一部、土砂流出防備、干害防備、保健保安林と重複
	嘉手納町	屋良	0.17	K 0.17		
	南城市	(旧佐敷町) 津波古	0.12	N 0.12		
	八重瀬町	(旧東風平町) 世名城	1.36	N 1.36		
	久米島町	(旧仲里村) 宇江城、島尻、比屋定、銭田、謝名堂、山城、山城	252.50	K 74.11 T 109.76 N 16.24 その他 52.39		
		(旧具志川村) 仲村渠、山里、具志川、仲地、西銘、上江洲、兼城、大田、嘉手莉	310.93	T 20.57 K 178.93 N 111.42		
	渡嘉敷村	渡嘉敷、阿波連	222.48	T 201.29 K 20.4 N 0.79		
座間味村	座間味、阿真、留間	45.38	T 45.37 K 0.02			
計			842.63			
防備保安林 土砂流出	うるま市	(旧石川市) 伊波	10.60	T 10.60	同上	一部、水源かん養、防風、潮害防備、干害防備保安林と重複
		(旧勝連町) 勝連浜	3.81	T 3.39 K 0.42		
	嘉手納町	屋良	1.09	N 1.09		
	与那原町	字与那原	0.25	T 0.03 K 0.22		
	久米島町	(旧仲里村) 山城、阿嘉、儀間、真謝、比嘉、	48.20	T 31.64 K 16.56		
	渡嘉敷村	渡嘉敷、阿波連	23.84	T 22.37 K 1.47		
	中城村	伊集、伊舎堂、安里	1.98	T 1.09 K 0.89		
	南城市	(旧知念村) 海野	0.11	K 0.11		
(旧佐敷町) 手登根		0.17	T 0.17			
計			90.05			
防備保安林 土砂崩壊	うるま市	(旧勝連町) 比嘉	0.50	T 0.37 K 0.13	同上	一部、保安施設地区、風致保安林と重複
		中城村	伊集、伊舎堂、登又	2.68		
	西原町	内間、我謝	0.87	K 0.84 T 0.03		
	南城市	(旧玉城村) 仲村渠、百名	0.35	T 0.30 K 0.05		
		(旧知念村) 久手堅、安座真、海野、志喜屋	10.14	K 7.66 N 1.38 T 1.01 その他 0.09		
		(旧佐敷町) 津波古、手登根、伊原、佐敷	9.80	K 1.78 T 2.72 N 5.16 その他 0.14		
	(旧大里村) 仲間	0.27	T 0.27			
	南風原町	新川	0.44	K 0.44		
渡嘉敷村	渡嘉敷	4.05	T 4.05			
座間味村	座間味、阿佐	1.04	T 0.55 K 0.49			
計			30.14			

(K:皆伐、T:択伐、N:禁伐)

単位 面積:ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
保安林 防風	うるま市	(旧石川市) 伊波	0.24	N 0.24	詳細については指定施業要件保安林付属明細書による。	一部、土砂流出防備、潮害防備保安林と重複
		(旧与那城町) 平安座、饒辺、桃原、宮城、伊計	3.63	K 0.01 T 3.62		
		(旧勝連町) 南風原、平安名、内間、平敷屋、津堅、浜、比嘉	44.94	K 0.11 N 2.52 T 42.31		
	読谷村	楚辺、喜名	0.57	N 0.57		
	嘉手納町	水釜	0.04	N 0.04		
	糸満市	東里、山城原	4.39	T 4.39		
	久米島町	(旧仲里村) 宇江城、比屋定、阿嘉、真謝、宇根、謝名堂、比嘉、銭田、山城	44.96	K 5.28 N 4.71 T 34.9 その他 0.07		
		(旧具志川村) 具志川、仲地、山里、上江洲、西銘、北原、大原、鳥島、大田、兼城	29.52	K 6.35 N 4.76 T 18.41		
	座間味村	阿嘉	0.29	T 0.29		
	栗国村	西、東、浜	8.71	K 0.20 N 8.51		
計			137.29			
保安林 潮害防備	うるま市	(旧石川市) 石川	1.02	N 1.02	同上	一部、土砂流出防備、防風、落石防止、保健保安林と重複
		(旧与那城町)照間、西原、与那城、饒辺、安勢理、屋慶名、平安座、平宮、桃原、上原、宮城、池味、伊計	30.51	N 0.01 T 30.50		
		(旧勝連町) 南風原、平安名、内間、平敷屋、津堅、浜、比嘉	72.24	T 71.75 K 0.49		
		(旧具志川市) 具志川	1.73	T 1.72 その他 0.01		
	沖繩市	泡瀬	3.64	N 3.64		
	読谷村	宇座、波平、都屋	22.89	N 22.89		
	北中城村	渡口	0.50	N 0.50		
	中城村	北浜、安里、当間、久場、津覇	3.88	N 3.88		
	豊見城市	翁長、与根、瀬長	1.86	K 0.14 T 1.72		
	糸満市	名城、喜屋武、東里、山城原、米須、大渡、摩文仁	66.40	K 1.36 N 13.00 T 52.04		
	八重瀬町	(旧具志頭村) 具志頭、坂名城、安里、港川	11.02	N 11.02		
	南城市	(旧玉城村) 垣花、百名、玉城、中山、奥武、	7.22	K 0.09 N 0.80 T 6.33		

(K:皆伐、T:択伐、N:禁伐)

単位 面積:ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
潮害防備 保安林	南城市	(旧知念村) 知念、久手堅、久原、久高、志喜屋、山里	24.31	K 0.03 T 24.28	詳細については指定施業要件保安林付属明細書による。	一部、土砂流出防備、防風、落石防止、保健保安林と重複
		(旧佐敷町) 新里、兼久、佐敷、屋比久、仲伊	3.00	T 3.00		
	与那原町	与那原	0.11	T 0.11		
	久米島町	(旧仲里村) 宇江城、比屋定、真謝、宇根、奥武、謝名堂、真我里、銭田、儀間	83.53	K 18.05 N 1.72 T 63.40 その他 0.36		
		(旧具志川村) 仲村渠、具志川、西銘、北原、大原、鳥島、兼城	59.91	K 16.09 N 2.02 T 41.80		
	渡嘉敷村	渡嘉敷、阿波連、前島	11.72	K 4.83 N 2.54 T 4.35		
	座間味村	座間味、阿真、阿嘉、慶良間、阿佐	87.84	K 9.51 N 34.17 T 44.16		
	栗国村	西、浜	12.20	N 10.64 T 1.56		
	渡名喜村	渡名喜	4.47	N 4.47		
	南大東村	池之沢、北、南、旧東、新東、	441.80	K 0.51 N 436.87 T 3.92 その他 0.5		
北大東村	港、中野、南	333.34	K 1.30 N 324.28 T 5.30 その他 2.46			
計		1285.14				
干害防備 保安林	那覇市	首里末吉	0.47	その他 0.47	同上	一部、土砂流出防備、水源かん養、風致保安林と重複
	久米島町	(旧仲里村) 真謝、比嘉、儀間	36.06	K 16.39 T 19.67		
	渡嘉敷村	渡嘉敷	37.29	K 34.57 N 2.72		
	座間味村	阿嘉、慶良間、阿佐	123.96	T 123.96		
計		197.78				
風致 保安林	那覇市	首里鳥堀	3.74	N 3.74	同上	一部、干害防備、保健、土砂崩壊防備保安林と重複
	渡嘉敷村	渡嘉敷	8.27	N 8.27		
	座間味村	座間味、阿真、阿嘉、阿佐、慶留間	100.03	K 0.65 T 99.38		
計		112.04				
保安 地区 施設	西原町	内間	0.43	K 0.43	同上	一部、土砂崩壊防備保安林と重複
計		0.43				
落石 防 止 保安林	南城市	(旧玉城村) 垣花	0.36	K 0.33 T 0.03	同上	一部、潮害防備保安林と重複
	渡嘉敷村	渡嘉敷	1.25	T 1.25		
計		1.61				
保健 保安林	渡嘉敷村	阿波連	58.25	K 31.76 T 25.70 N 0.79	同上	一部、水源かん養、潮害防備、風致保安林と重複
	座間味村	阿真、座間味	33.37	K 2.53 T 30.84		
	栗国村	浜	6.10	N 6.10		
	北大東村	中野	9.32	T 0.06 N 6.80 その他 2.46		
計		107.04				

(K:皆伐、T:択伐、N:禁伐)

単位 面積:ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
砂防指定地	うるま市	(旧石川市) 石川	0.99	主伐に係る伐採の方法は、伐採種を定めない。		一部、干害防備保安林と重複
	南風原町	大名	0.18			
	久米島町	(旧仲里村) 比嘉、山城、儀間	2.24			
	渡嘉敷村	渡嘉敷	0.41			
計			3.82			
特別保護区 国立公園	渡嘉敷村	渡嘉敷、阿波連、	65.41	禁伐とする。		
	座間味村	阿佐、座間味、阿真、慶留間、阿嘉	76.17	禁伐とする。		潮害防備保安林と重複
計			141.58			
第一種特別地域 国立公園	渡嘉敷村	前島、渡嘉敷	114.40	1 この地域の森林は禁伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り単木択伐を行うことができる。単木択伐は次の規定により行う。 ア 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。ただし、立竹はこの限りではない。 イ 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。		一部、潮害防備保安林と重複
	座間味村	座間味、阿真、阿佐、慶良間	20.24			
計			134.64			
第二種特別地域 国立公園	渡嘉敷村	渡嘉敷、阿波連	122.20	1 森林の施業は択伐法による。ただし、風致の維持に支障のない限り、皆伐法によることができる。 2 伐期齢は標準伐期齢以上とする。 3 択伐率は、現在蓄積の30%以内とする。 4 皆伐による場合は、次のとおりとする。 ア 1伐区の面積は2ha以内とする。ただし、疎密土3より多く保残木を残す場合、または主要な公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 イ 伐区は、更新後5年以上経過しなければ連続して設定することはできない。		一部、水源かん養、潮害防備、干害防備、風致保安林と重複 一部鳥獣保護特別保護地区と重複
	座間味村	阿嘉、慶留間、阿佐	318.80			
計			441.00			
第三種特別地域 国立公園	渡嘉敷村	渡嘉敷、阿波連、前島	1081.00	全般的な風致の維持を考慮して施業を行う。		一部、水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備、防風、潮害防備、干害防備、保健、保安施設地区と重複 一部砂防指定地と重複
	座間味村	座間味、阿真、阿佐、阿嘉、慶留間	718.50			
計			1799.50			

(K:皆伐、T:択伐、N:禁伐)

単位 面積:ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
第一種 特別地域 国定公園	糸満市	米須、喜屋武、東里、山城原、摩文仁	49.41	この地域の森林の施業は国立公園第一種特別地域と同じ		一部、防風、潮害防備保安林と重複
	八重瀬町	(旧具志頭村) 坂名城、安里	5.63			
計			55.04			
第二種 特別地域 国定公園	読谷村	瀬名波、宇座	14.36	この地域の森林の施業は国立公園第二種特別地域と同じ		一部、防風、潮害防備保安林と重複
	糸満市	南波平、与座、大渡、名城、伊原、米須、喜屋武、山城原、大里	39.28			
		八重瀬町	(旧具志頭村) 坂名城、与座、安里、仲座、具志頭			
			(旧東風平町) 富盛、世名城			
計			107.29			
第三種 特別地域 国定公園	糸満市	真壁、摩文仁、大渡、宇江城、東里、真栄里、新垣、大里、名城、小波蔵、糸洲、伊敷、米須、喜屋武、福地、山城原、国吉、南波平、伊原、糸満、照屋	127.30	この地域の森林の施業は国立公園第三種特別地域と同じ		一部、防風、潮害防備保安林と重複
計			127.30			
第一種 特別地域 県立自然公園	久米島町	(旧仲里村) 宇江城、比屋定、銭田、島尻、儀間	304.30	この地域の森林の施業は国立公園第一種特別地域と同じ		一部、水源かん養、潮害防備保安林と重複 一部、種の保存法による生息地保護区と重複
		(旧具志川村) 仲村渠、具志川、仲地、山里、上江洲、西銘、太田、	203.90			
	渡名喜村	渡名喜	64.90			
計			573.10			
第二種 特別地域 県立自然公園	久米島町	(旧仲里村) 宇江城、比屋定、阿嘉、真謝、宇根、奥武、謝名堂、比嘉、真我里、銭田、島尻、	444.90	この地域の森林の施業は国立公園第二種特別地域と同じ		一部、水源かん養、土砂流出防備、防風、潮害防備保安林と重複 一部、砂防指定地と重複 一部、種の保存法による生息地保護区と重複
		(旧具志川村) 仲村渠、具志川、山里、上江洲、西銘、北原、大原、島島、大田、兼	217.70			
	渡名喜村	渡名喜	5.24			
計			667.84			
第三種 特別地域 県立自然公園	久米島町	(旧仲里村) 宇江城、比屋定、阿嘉、真謝、宇根、謝名堂、比嘉、銭田、島尻、	334.80	この地域の森林の施業は、国立公園第三種特別地域と同じ		一部、水源かん養、土砂流出防備、防風、潮害防備、干害防備保安林と重複 一部、砂防指定地重複 一部、種の保存法による生息地保護区と重複
		(旧具志川村) 仲村渠、具志川、仲地、山里、上江洲、西銘、北原、大田、兼城、嘉手	222.50			
	渡名喜村	渡名喜	137.80			
計			695.10			



(K:皆伐、T:択伐、N:禁伐)

単位 面積:ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
鳥獣保護地区 特別保護地区	那覇市	首里末吉、首里大名	3.75	この地域の森林は伐採種を定めない		一部、防風、潮害防備、干害防備、保健、風致保安林と重複 一部、国立公園第一種、都市計画風致地区と重複 一部、種の保存法による生息地保護区と重複
	嘉手納町	嘉手納、屋良	4.11			
	久米島町	(旧具志川村)上江洲	0.91			
	座間味村	屋嘉比島	117.40			
	北大東村	中野、南	25.04			
	南大東村	北、新東、池之沢、在所	47.89			
計			199.10			
風都市地計区画	那覇市	首里大名、首里末吉	6.99	この地域の森林は伐採種を定めない		一部、土砂流出防備、土砂崩壊防備、干害防備保安林と重複 一部、鳥獣保護特別保護地区と重複
	うるま市	(旧石川市)東恩納、山城、	0.75			
	南城市	(旧玉城村)百名、富里、屋嘉部 (旧知念村)知念、吉富、久手堅、安座間、知名、海野、久原、志喜屋、山里、具志堅、知念 (旧佐敷町)津覇古、小谷、新里、兼久、佐敷、手登根、伊原、屋比久、仲伊保 (旧大里)大里、嶺井、大城	107.78			
計			115.52			
史跡名勝天然記念物	宜野湾市	真志喜、大謝名	1.60	この地域の森林は伐採種を定めない		一部、防風保安林と重複 一部、国立公園特別保護地区、第二種特別地域と重複
	浦添市	安波茶、当山	0.20			
	糸満市	喜屋武、束里	848.80			
	北中城村	伊舎堂、泊、登又、新垣	14.52			
	南城市	(旧知念村)久手堅、安座間、久高	41.66			
		(旧佐敷町)佐敷	1.07			
		(旧大里村)大里	0.41			
	久米島町	(旧仲里村)奥武	0.15			
	南大東村	北、旧東、新東	52.89			
北大東村	港、中野、南	10.23				
計			971.53			

(K:皆伐、T:択伐、N:禁伐)

単位 面積:ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
急傾斜地崩壊危険地区	うるま市	(旧具志川市) 豊原、高江洲、喜仲4丁目	0.64	この地域の森林は伐採種を定めない		一部、防風、潮害防備保安林と重複
		(旧勝連町) 浜、比嘉	2.17			
	沖縄市	与儀、大里、比屋根、宮里	1.54			
	北谷町	吉原	0.93			
	中城村	津波、添石、伊舎堂	1.38			
	西原町	小橋川	1.32			
	浦添市	前田	0.00			
	那覇市	山下、首里金城、天久	4.06			
	南城市	(旧玉城村) 富里	0.29			
	豊見城市	我那覇、金良、真玉橋	1.85			
	糸満市	武富、真栄里	0.41			
	八重瀬町	(旧東風平町) 友寄	0.33			
	久米島町	(旧仲里村) 阿嘉	0.37			
	渡嘉敷村	渡嘉敷	1.34			
	座間味村	座間味	0.01			
計		16.64				

2 その他必要な事項  
該当なし